

委員会における請願の趣旨補足説明の実施について

① 趣旨補足説明の対象者及び人数

- ・趣旨補足説明をすることができるのは、請願者のうち代表1名とします。
- ・趣旨補足説明を希望する方が請願者以外の場合は、請願者から議長に委任状の提出が必要です。

② 趣旨補足説明を行う時期と委員長の許可

- ・趣旨補足説明は、審査を付託された委員会において、請願審査の冒頭で行うことを原則とします。
- ・委員長の許可により発言することができます。
- ・発言を記録するため、マイクを使用してください。

③ 趣旨補足説明を行う場所

- ・理事者席前方に席を設置します。

④ 趣旨補足説明の時間

- ・3分以内とします。時間を超過した場合はすみやかに終了してください。

⑤ 趣旨補足説明の内容

- ・当該請願を提出するに至った背景や意見等を、補足的に口頭で説明してください。
- ・個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗中傷や、名誉を棄損するなどの発言をしないでください。発言を制止または退場を命じる場合があります。

⑥趣旨補足説明に対する質疑

- ・趣旨補足説明後に委員から質疑を行うことがあります。なお、趣旨補足説明者から委員への質疑はできません。

⑦資料の配付

- ・その場で資料等を配付することはできません。事前（請願提出時）に議会事務局に提出され、委員長の許可を得たものは委員に配付します。

⑧趣旨補足説明後の傍聴について

- ・趣旨補足説明後は、傍聴席に戻り、委員会審査を傍聴できます。

⑨趣旨補足説明の内容及び氏名の記録

- ・発言内容及び趣旨補足説明者の氏名は、委員会の会議録に要点筆記で記録し、会議録は、加古川市議会ホームページで公開されます。

⑩その他

- ・委員会日程の進捗状況によるため、請願の審査時間はあらかじめ確定できませんのでご了承ください。
- ・個人情報に関する発言や公序良俗に反する発言、議員、個人、団体等への誹謗中傷や、名誉棄損等の不穏当発言が予測される場合は、趣旨補足説明は許可されません。
- ・委員会審査時に不在の場合は、趣旨補足説明をすることはできません。